

# 泉大津市民間認定こども園等運営費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 市は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第2条第7項に基づいて設置された市内の幼保連携型認定こども園（市内に住所を有する児童が在籍する市外の幼保連携型認定こども園も含む。）に対し、保育・教育内容の充実を図り、もって子どもの健やかな成長に資するため、予算の定めるところにより、補助金を交付するものとする。その交付については、この要綱の定めるところによる。

## (補助の要件)

第2条 この補助は、法第17条の規定により、施設及び運営が適正であると認める民間幼保連携型認定こども園に対して行うものとする。

## (補助の種別等)

第3条 この補助金の種別、補助対象経費及び算定基準額は、別表のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書及び歳入歳出予算書を添付しなければならない。

## (補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、また、必要に応じて、立入検査等を行い、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の場合において、適正な補助を行うために必要があるときは、申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付決定することができる。

## (補助金の交付決定の通知)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

## (補助金の変更交付申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた民間幼保連携型認定こども園が、その後の事情変更により年間所要額に増減が生じる場合は、市が指定する期日までに、補助金の変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

## (補助金の変更交付決定)

第8条 前条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、又必要に応じて立入調査等を行い、補助金の交付を変更すべきものと認めたときは、補助金の変更交付決定を行うものとする。

(補助金の変更交付決定の通知)

第9条 前条の規定により、補助金の変更交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該補助金の変更交付申請をした者に通知するものとする。

(補助申請の取り下げ)

第10条 補助金の交付の申請を取り下げるこことできる期間は、第6条もしくは第9条の規定による決定の通知を受け取った日から30日以内とする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助金の確定後、交付するものとする。ただし、補助事業の円滑な遂行を図るため、補助金交付決定額の4分の1の額を当該年度の7月、10月、1月に交付し、翌年度の4月に補助金交付確定額と既交付額との差額を交付するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、第6条もしくは第7条の規定による決定の通知を受け取った日以後、すみやかに補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は（以下「補助事業者」という。）は、事業実績報告書（様式第6号）を翌年度の4月20日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、事業報告書及び歳入歳出決算書を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 前条の規定による実績報告書を審査し、又必要に応じて立入検査等を行い補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第7号）を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合において、その確定額と概算により既に受けた額との間に過不足があるときは、期日までに不足額を請求し、又、超過額を返還しなければならない。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により不足額を請求する場合に準用する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 補助金の交付の決定（変更交付の決定を含む。）又は、補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の決定（変更交付の決定を含む。）の全部もしくは一部の取消し、及び返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 補助金交付の決定（変更交付の決定を含む。）の内容及びこれに付した条件に

違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 市長の指示に従わなかつたとき。

2 前項の規定は、第13条の規定により、補助金の額が確定された後においても適用があるものとする。

#### 附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。但し、昭和56年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。但し、昭和57年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。但し、昭和58年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、昭和60年7月12日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。但し、平成14年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。但し、平成15年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。但し、平成16年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。但し、平成17年度分についてはな

お従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。但し、平成19年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。但し、平成20年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。但し、平成21年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。但し、平成22年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。但し、平成24年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。但し、平成25年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。但し、平成26年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。但し、平成26年度分についてはなお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。但し、平成28年度分についてはな  
お従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年9月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。